

特別簡易型総合評価落札方式評価基準（土木一式工事）

評価分類	評価項目	評価基準	評価点	
企業の施工能力	平成31年度から令和5年度までの期間における函館市(※1)が発注した同種工事施行成績の平均点	85点以上	10.0	
		83点以上85点未満	9.0	
		81点以上83点未満	8.0	
		79点以上81点未満	7.0	
		77点以上79点未満	6.0	
		75点以上77点未満	5.0	
		73点以上75点未満	4.0	
		71点以上73点未満	3.0	
		69点以上71点未満	2.0	
		67点以上69点未満	1.0	
		65点以上67点未満	0	
		65点未満	-1.0	
		同種・同規模工事の施工実績	過去5年度間に元請けとして施工、完成した函館市(※1)、国、他の地方公共団体および特殊法人等(※3)が発注した同種・同規模工事の施工実績	3件以上
	2件			3.0
	1件			2.0
	なし			0
品質マネジメントシステム認証取得	ISO9001を取得	0.5		
	上記以外	0		
環境マネジメントシステム認証取得(ISOとその他の重複加算なし)	ISO14001を取得	0.5		
	エコアクション21または北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)を取得	0.3		
	上記以外	0		
建設機械の保有 (経営事項審査における審査事項)	「建設機械の所有及びリース台数」1台以上	1.0		
	上記以外	0		
配置予定技術者の資格等	主任(監理)技術者の資格	1級土木施工管理技士(有資格期間5年以上)、1級建設機械施工技士(有資格期間5年以上)または技術士(※2)	3.0	
		1級土木施工管理技士(有資格期間5年未満)または1級建設機械施工技士(有資格期間5年未満)	2.0	
		2級土木施工管理技士または2級建設機械施工技士	1.0	
		上記以外	0	
	若年技術者の活用	主任(監理)技術者が、申請日時点で40歳以下である。	1.0	
		上記以外	0	
	主任(監理)技術者の継続教育(CPD)	指定する団体の推奨単位以上を取得している。	1.0	
		上記以外	0	

評価分類	評価項目	評価基準	評価点
配置予定技術者の資格等	主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工実績	過去5年度間に元請けとして施工, 完成した函館市(※1), 国, 他の地方公共団体および特殊法人等(※3)が発注した同種・同規模工事において主任(監理)技術者の実績(3件以上)がある	4.0
		過去5年度間に元請けとして施工, 完成した函館市(※1), 国, 他の地方公共団体および特殊法人等(※3)が発注した同種・同規模工事において主任(監理)技術者の実績(2件)がある	3.0
		過去5年度間に元請けとして施工, 完成した函館市(※1), 国, 他の地方公共団体および特殊法人等(※3)が発注した同種・同規模工事において主任(監理)技術者の実績(1件)がある	2.0
		過去5年度間に元請けとして施工, 完成した上記以外の者が発注した同種・同規模工事において主任(監理)技術者の実績がある	1.0
		上記以外	0
地域貢献等	防災協定の締結	以下のいずれかに該当する。 ・函館市(※1)と防災協定を締結している。 ・函館市(※1)と防災協定を締結している団体に加入している。	1.0
		上記以外	0
	障がい者の雇用	「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく報告義務がある業者 ・法定雇用率を達成している。	1.0
		「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく報告義務がない業者 ・1人以上雇用している。	
		上記以外	0
	保護観察対象者等の就労支援	函館保護観察所に協力雇用主として登録され, 令和3年4月1日以降に, 以下のいずれかの実績を有する。 ・保護観察対象者等を雇用した実績 ・保護観察対象者等を対象とした職場体験講習を実施した実績 ・保護観察対象者等を対象とした事業所見学会を実施した実績	1.0
		上記以外	0
	本店または支店等の所在	函館市内に本店を有する。	2.0
		函館市内に支店等のみを有する。	0.5
上記以外		0	
合計(満点)			30.0

※1 公営企業を含む。

※2 技術士は, 建設部門, 農業部門(科目「農業土木」), 水産部門(科目「水産土木」), 森林部門(科目「森林土木」)および総合技術監理部門(上記科目に限る。)の資格を有する者に限る。

※3 特殊法人等とは, 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に定めるものとする。

共同企業体に係る各評価項目の評価方法

評価分類	評価項目	評価方法
企業の施工能力	工事施行成績の平均点	各構成員の工事施行成績の平均点のさらに単純平均を評価する。工事施行成績がない構成員は、65点として扱う。 (平均値は、小数点第2位以下切り捨て)
	施工実績	各構成員の評価点を単純平均する。 (平均値は、小数点第2位以下切り捨て)
	品質・環境マネジメントシステム認証取得	各構成員のうちの最高評価点により評価する。
	建設機械の保有	同上
配置予定技術者の資格等	資格	各構成員の技術者のうち、当該項目について、最も評価の高い技術者を評価する。
	若年技術者の活用	同上
	主任(監理)技術者の継続教育(CPD)	同上
	施工実績	同上
地域貢献等	防災協定の締結	各構成員のうちの最高評価点により評価する。
	障がい者の雇用	同上
	保護観察対象者等の就労支援	同上
	本店または支店等の所在	同上

特別簡易型総合評価落札方式評価基準（水道施設工事【配水管布設工事】）

評価分類	評価項目	評価基準	評価点	
企業の施工能力	平成31年度から令和5年度までの期間における函館市(※1)が発注した同種工事施行成績の平均点	85点以上	10.0	
		83点以上85点未満	9.0	
		81点以上83点未満	8.0	
		79点以上81点未満	7.0	
		77点以上79点未満	6.0	
		75点以上77点未満	5.0	
		73点以上75点未満	4.0	
		71点以上73点未満	3.0	
		69点以上71点未満	2.0	
		67点以上69点未満	1.0	
		65点以上67点未満	0	
		65点未満	-1.0	
		同種・同規模工事の施工実績	過去5年度間に元請けとして施工、完成した函館市(※1)、国、他の地方公共団体および特殊法人等(※3)が発注した同種・同規模工事の施工実績	3件以上
	2件			3.0
	1件			2.0
	なし			0
品質マネジメントシステム認証取得	ISO9001を取得	0.5		
	上記以外	0		
環境マネジメントシステム認証取得(ISOとその他の重複加算なし)	ISO14001を取得	0.5		
	エコアクション21または北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)を取得	0.3		
	上記以外	0		
建設機械の保有 (経営事項審査における審査事項)	「建設機械の所有及びリース台数」1台以上	1.0		
	上記以外	0		
配置予定技術者の資格等	主任(監理)技術者の資格	1級土木施工管理技士(有資格期間5年以上)または技術士(※2)	3.0	
		1級土木施工管理技士(有資格期間5年未満)	2.0	
		2級土木施工管理技士	1.0	
		上記以外	0.0	
	若年技術者の活用	主任(監理)技術者が、申請日時時点で40歳以下である。	1.0	
		上記以外	0	
	主任(監理)技術者の継続教育(CPD)	指定する団体の推奨単位以上を取得している。	1.0	
		上記以外	0	

評価分類	評価項目	評価基準	評価点
配置予定技術者の資格等	主任(監理)技術者の同種・同規模工事の施工実績	過去5年度間に元請けとして施工, 完成した函館市(※1), 国, 他の地方公共団体および特殊法人等(※3)が発注した同種・同規模工事において主任(監理)技術者の実績(3件以上)がある	4.0
		過去5年度間に元請けとして施工, 完成した函館市(※1), 国, 他の地方公共団体および特殊法人等(※3)が発注した同種・同規模工事において主任(監理)技術者の実績(2件)がある	3.0
		過去5年度間に元請けとして施工, 完成した函館市(※1), 国, 他の地方公共団体および特殊法人等(※3)が発注した同種・同規模工事において主任(監理)技術者の実績(1件)がある	2.0
		過去5年度間に元請けとして施工, 完成した上記以外の者が発注した同種・同規模工事において主任(監理)技術者の実績がある	1.0
		上記以外	0
地域貢献等	防災協定の締結	以下のいずれかに該当する。 ・函館市(※1)と防災協定を締結している。 ・函館市(※1)と防災協定を締結している団体に加入している。	1.0
		上記以外	0
		障がい者の雇用	「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく報告義務がある業者 ・法定雇用率を達成している。
	「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく報告義務がない業者 ・1人以上雇用している。		
	上記以外		0
	保護観察対象者等の就労支援	函館保護観察所に協力雇用主として登録され, 令和3年4月1日以降に, 以下のいずれかの実績を有する。 ・保護観察対象者等を雇用した実績 ・保護観察対象者等を対象とした職場体験講習を実施した実績 ・保護観察対象者等を対象とした事業所見学会を実施した実績	1.0
		上記以外	0
		本店または支店等の所在	函館市内に本店を有する。
	函館市内に支店等のみを有する。		0.5
	上記以外		0
合計(満点)			30.0

※1 公営企業を含む。

※2 技術士は, 上下水道部門, 衛生工学部門(選択科目「水質管理」または「廃棄物管理」)または総合技術監理部門(上下水道部門に係るもの, 「水質管理」または「廃棄物管理」とするものに限る。)の資格を有する者に限る。

※3 特殊法人等とは, 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に定めるものとする。